

一般廃棄物収集運搬業 許可証

一般廃棄物処分業

横浜市資一指令第 90 号

令和4年4月1日

住 所 横浜市中区北仲通二丁目14番地
氏 名 藤木商事株式会社
代表取締役 藤木 幸太 様

横浜市長 山中 竹春



令和4年1月20日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

1 許可番号 第1119号

2 事業の範囲

(1) 業の種類

収集・運搬（積替え・保管を除く）

(2) 取扱廃棄物の種類

一般廃棄物（ごみ（横浜市が収集するものを除く））以上1種類

（上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。）

3 許可期限

令和6年3月31日

4 許可の条件

（1）本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。

（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。

（3）生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

5 処理施設等の所在地

6 処理施設の種類及び処理能力

7 許可年月日

新規許可年月日 : 平成10年4月1日

許可更新年月日 : 令和4年4月1日

変更許可年月日 : 令和 年 月 日

再交付年月日 : 令和 年 月 日